

令和8年度(2026年度) 第2回

八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

次第

令和8年(2026年)7月6日(月)
午後2時00分～4時00分
八王子市役所 議会棟4階 第六委員会室

1. 開 会

2. 報 告

(1)「小児・障害メディカルセンター」等の移転・建替えについて

3. 議 題

(1)第4期八王子市地域福祉計画中間見直しの方向性について

4. その他

5. 閉 会

【配付資料】

- ・第4期八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿(令和8年7月1日時点)
- ・令和8年度(2026年度)地域福祉専門分科会 年間予定表(令和8年7月6日時点)
- ・【資料1】「小児・障害メディカルセンター」等の移転・建替えについて
- ・【資料2】第4期八王子市地域福祉計画推進の方向性について

令和8年度 地域福祉専門分科会 予定表

第1回	日 程	5月25日(月) 14時～16時
	会議室	八王子市役所 議会棟4階 第六委員会室
	内 容	第4期地域福祉計画 令和7年度取組実績について 第4期地域福祉計画 中間見直しの方向性について(既存事業の見直し及び新規事業の追加)
第2回	日 程	7月6日(月) 14時～16時
	会議室	八王子市役所 議会棟4階 第六委員会室
	内 容	第4期地域福祉計画 中間見直しの方向性について(既存事業の見直し及び新規事業の追加) ・複合化・複雑化した課題への対応 ・人生の最終段階を見据えた支援
第3回	日 程	8月17日(月) 10時～12時
	会議室	八王子市役所 議会棟4階 第六委員会室
	内 容	第4期地域福祉計画 中間見直しの方向性について(既存事業の見直し及び新規事業の追加) ・避難行動要支援者 重点項目以外の事業確認(特に遅れのあるもののみ)
予備回	日 程	11月上旬
	会議室	八王子市役所内で調整中
	内 容	
第4回	日 程	12月21日(月) 14時～16時
	会議室	八王子市役所 議会棟4階 第六委員会室
	内 容	第4期八王子市地域福祉計画 中間見直しの素案の内容等について
第5回	日 程	2月4日(木) 10時～12時
	会議室	八王子市役所 議会棟4階 第六委員会室
	内 容	第4期八王子市地域福祉計画の原案について (パブリックコメントの実施結果と反映状況、その他素案からの変更点について)

第4期 八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

委員名簿

(任期:令和6年(2024年)4月～令和9年(2027年)3月)

令和8年(2026年)7月1日現在

氏名	ふりがな	所属
石井 修一	いしい しゅういち	八王子市町会自治会連合会
上村 晃一	かみむら こういち	市民委員(市内在住で15歳以上)
黒岩 亮子	くろいわ りょうこ	学校法人 日本女子大学
齋藤 健	さいとう たけし	特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会
島崎 誠	しまざき まこと	八王子市民生委員児童委員協議会
下島 宏文	しもじま ひろふみ	市民委員(市内で企業を経営)
西田 佳子	にしだ よしこ	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
丸山 颯姫	まるやま さつき	市民委員(市内の大学等に在学中)
室田 信一	むろた しんいち	公立大学法人 東京都立大学
山下 晋矢	やました しんや	一般社団法人 八王子市医師会

<市職員>

氏名	ふりがな	所属
菅野 匡彦	かんの まさひこ	福祉部長
櫻田 ひかり	さくらだ ひかり	生活支援担当部長
元木 博	もとき ひろし	共生社会推進課長
白石 利和	しらいし としかず	高齢者福祉課長
安岡 昭司	やすおか しょうじ	障害者福祉課長
原 清	はら きよし	生活支援課長
中山 あずさ	なかやま あずさ	健康医療政策課長
志村 慶太	しむら けいた	健康づくり推進課長
中正 由紀	なかしょう ゆき	子どものしあわせ課長

「小児・障害メディカルセンター」等 の移転・建替えについて

令和8年度（2026年度）第2回
八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

令和8年（2026年）7月6日
八王子市福祉部障害者福祉課
八王子市健康医療部健康医療政策課



1 小児・障害メディカルセンターの概要

◆ 開設の経緯

平成**22(2010)**年**3**月の都立八王子小児病院の移転に伴い、土地・建物を東京都から譲り受け、**23年4**月に開設



- ・ 所在地: 台町四丁目33-13 (西八王子駅徒歩**9**分)
- ・ 規模: 鉄筋コンクリート造**3**階建て
- ・ 敷地面積 約**3,760**m²
- ・ 延床面積 約**5,700**m²

◆ 敷地内建物の約**8**割を占める本館(療育診療棟)は昭和**55**年築。令和**12(2030)**年度に耐用年数**50**年を迎える。

◆ 現在の主な事業と施設の位置づけ

○ 医療施設【診療所】

本館 1F	一般小児外来診療所
	障害者(児)外来診療所
	療育診療電話相談
夜間 救急 棟 2F	障害者歯科診療所
	休日歯科応急診療所

○ 障害福祉施設

本館 3F	発達障害児支援室「からふる」
本館 2F	重症心身障害者通所施設
本館	相談支援室ぱれっと

【その他】売店 ぷらさdeかたくり(障害:就労継続支援B型)

2 移転の必要性

- ◆ 発達障害の社会的認知や全国的な5歳児健診の導入の影響による療育支援の需要
- ◆ 現在の建物は築45年が経過しており、大規模改修が喫緊の課題
- ◆ 一方、利用者の特性上、大規模改修において居ながら工事が困難

<利用者の特性>

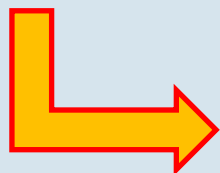
障 害 名	理 由
知的障害	大きな音、突発的な音、騒音等に強く反応し、不快感や苦痛を感じるほか、てんかん発作、不穏やパニックになることがある。
発達障害(ASD、ADHD)	
脳性麻痺	

利用者への
負担

安全確保の
難しさ

スタッフの
負担

(災害対応)



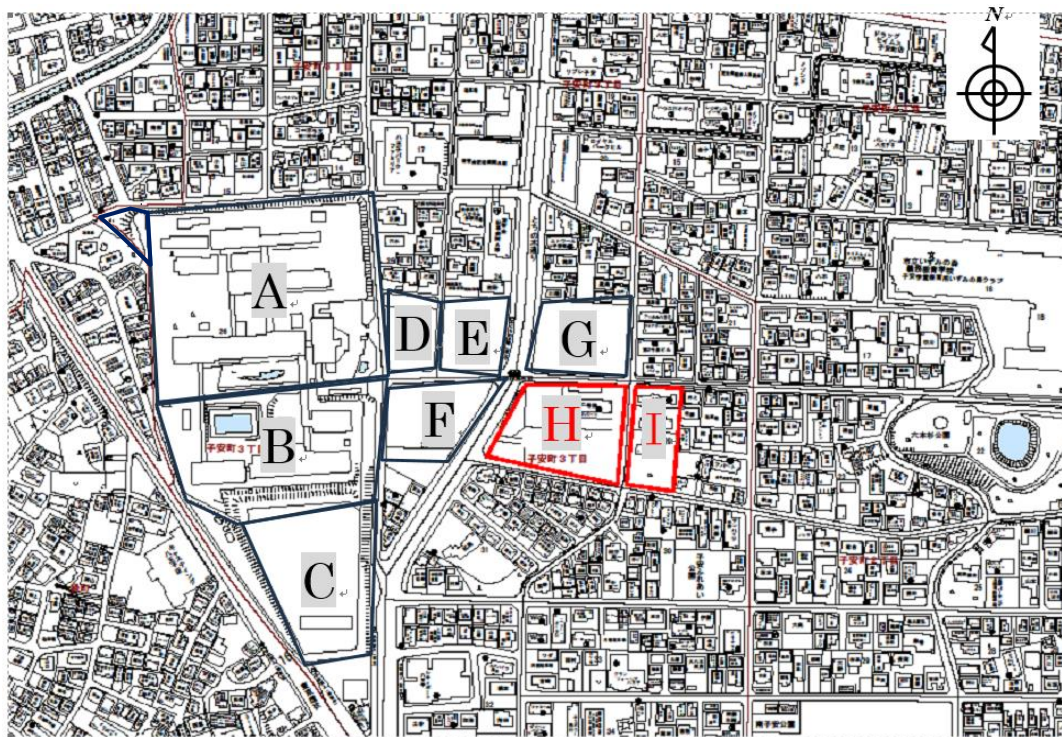
小児・障害メディカルセンターは移転し、建替える。

3 八王子医療刑務所用地の一部(H・I)について

八王子医療刑務所用地の一部 (H・I)

- 所在 子安町四丁目580番1、589番21 (地番)
子安町四丁目28番、29番 (住居表示)
- 面積 約7,000m²
※内訳 (H : 約5,000m² I : 約2,000m²)

- 位置図



※A～Gは集いの拠点
として整備中

4 心身障害者福祉センターの概要

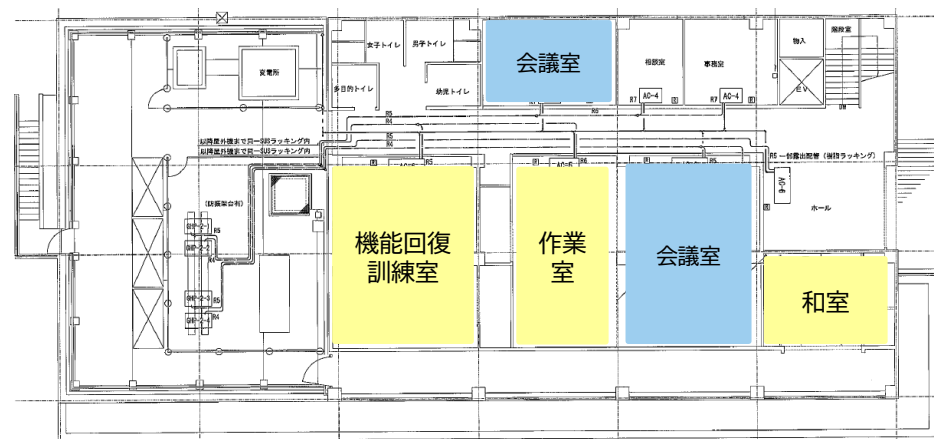
	心身障害者福祉センター
所在地	台町二丁目7番22号
開設日	昭和55年4月1日
敷地面積	1,858.60㎡
延床面積	407.41㎡（2階部分ほか）
根拠法令	・身体障害者福祉法 ・八王子市心身障害者福祉センター条例
事業内容	更生相談、機能回復訓練、ことばの教室、失語症言語リハビリ、作業訓練、講習会



1階（すぎな愛育園）

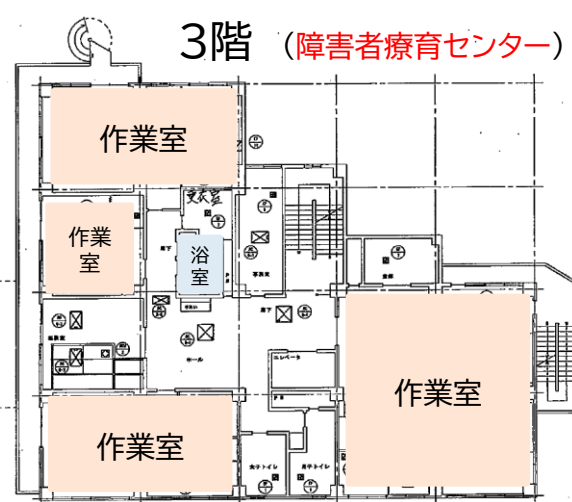
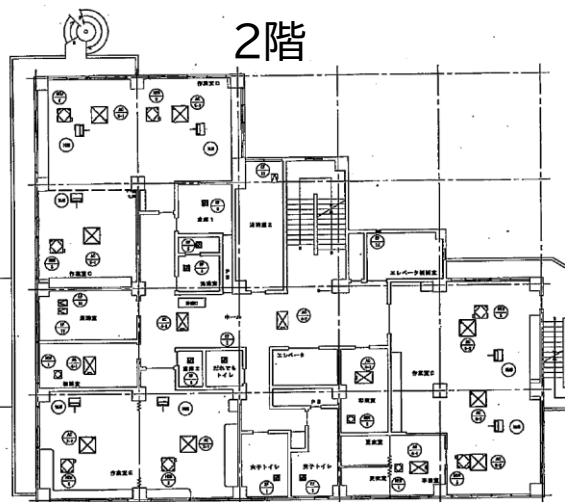
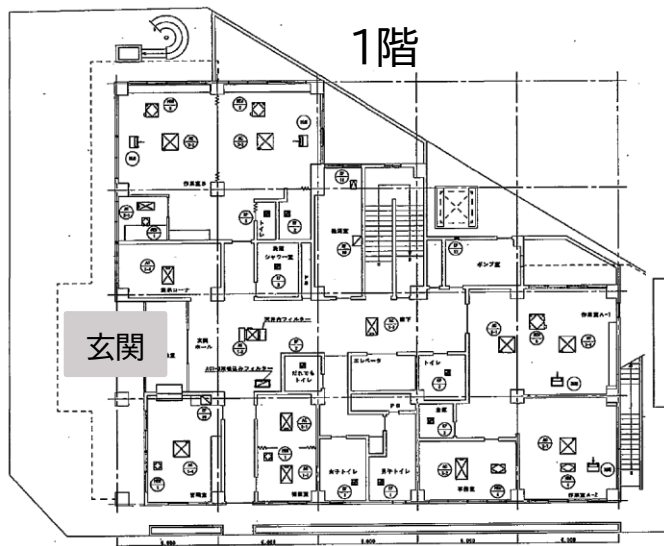


2階（心身障害者福祉センター）



5 障害者療育センターの概要

	障害者療育センター
所在地	長沼町1306番地4
開設日	平成12年7月3日（建物は平成4年開所）
敷地面積	990.55㎡
延床面積	593.96㎡（3階部分ほか）
根拠法令	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・八王子市障害者療育センター条例 ・東京都重症心身障害児(者)通所事業等実施要領
事業内容	重症心身障害者通所事業、生活介護



6 スケジュール

令和7年度

国有地(H・I 地区)の留保に向けた国との調整
医師会・歯科医師会など関係者への情報提供
障害者団体等との調整

令和8年度

10月 国有地利活用方針(案)策定検討会の設置

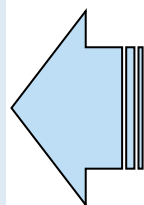
第4期地域福祉計画の中間見直しの方向性について

令和8年（2026年）7月6日
地域福祉専門分科会
福祉部共生社会推進課

新たな取組についての論点整理

① 複合化・複雑化した課題への対応

- ・ 8050問題
- ・ 孤独孤立対策
- ・ 精神障害にも対応し得る地域包括ケアの構築



はちまるサポートの拠点化を
進める上でもポイントとなる課題

② 避難行動要支援者（災害対策基本法等の改正を受けて）

多様な主体と連携し、災害時における避難行動要支援者への支援の充実を図るとともに、日常の見守りや相談、平時の支援関係づくりといった地域福祉の取組を通じて、災害時にも支援が途切れにくい地域の基盤を整えていくことが重要

③ 人生の最終段階を見据えた支援（厚労省通知を踏まえた、終活等に関する支援）

本人の意思や価値観を尊重し、分野を超えて支援につなぐ

- ・ 終活
- ・ 死後事務
- ・ ACP

議論のポイント

- ・ 上記①～③で社会変化への対応は十分か
- ・ 見落としている課題はないか
- ・ 既存の取組のうち、強化すべきものはあるか

今後のスケジュール

回	日 程	内 容
第1回	5月25日	令和7年度取組実績について 第4期地域福祉計画 中間見直しの方向性について
第2回	7月 6日	第4期地域福祉計画 中間見直しの方向性について (既存事業の見直し及び新規事業の追加) ① 複合化・複雑化した課題への対応 ③ 人生の最終段階を見据えた支援
第3回	8月17日	第4期地域福祉計画 中間見直しの方向性について (既存事業の見直し及び新規事業の追加) ② 避難行動要支援者 重点項目以外の事業確認(特に遅れのあるもののみ)
予 備	11月上旬	
第4回	12月21日	第4期八王子市地域福祉計画 中間見直しの素案の内容等
第5回	2月 4日	第4期八王子市地域福祉計画の原案について (パブリックコメントの実施結果と反映状況、素案からの変更点)

本日の流れ

議題

第4期地域福祉計画の中間見直しにおける
新たな取り組みの必要性について

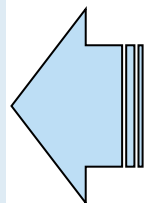
- 1 複合化・複雑化した課題への対応
- 2 人生の最終段階を見据えた支援

1 複合化・複雑化した課題への対応 議論のポイント

新たな取組についての論点整理

① 複合化・複雑化した課題への対応

- ・ 8050問題
- ・ 孤独孤立対策
- ・ 精神障害にも対応し得る地域包括ケアの構築



はちまるサポートの拠点化を
進める上でもポイントとなる課題

議論のポイント

- (1) 相談窓口再編の必要性
- (2) 相談窓口再編の実現性
- (3) 今後の重層的支援体制整備事業
(八王子市は何を目指していくか?)

1 複合化・複雑化した課題への対応

(1)相談窓口再編の必要性

令和7年度第1回地域福祉
専門分科会 資料(再掲)

(1) 多機関協働事業等に要する費用への交付割合の見直し

- 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村（令和8年度にあつては、令和3年度から事業を開始した42市町村）の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、国3分の1、都道府県3分の1とする。（※1・2）
- 重層的支援体制整備事業開始前年度の財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、同事業の開始年度に関わらず、国3分の1、都道府県3分の1とする。
加えて、同事業の開始から5年が経過した際の交付割合は、国4分の1、都道府県3分の1とする。（※2）

【令和7年度以前に事業開始した市町村の交付基準額】

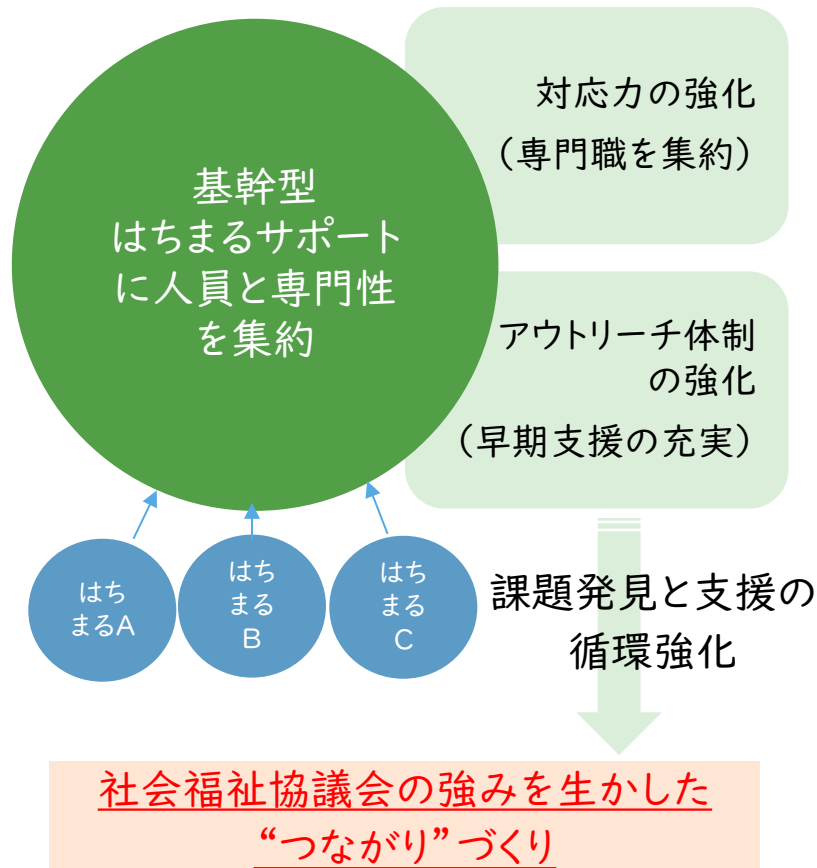
人口規模	見直し後			見直し前
	本体額	加算総額	合計額	
1万人未満	11,000	4,400	15,400	15,000
1万人以上～3万人未満	13,000	5,200	18,200	18,000
3万人以上～5万人未満	15,000	6,000	21,000	21,000
5万人以上～10万人未満	17,000	6,800	23,800	25,000
10万人以上～20万人未満	20,000	8,000	28,000	30,000
20万人以上～30万人未満	23,000	9,200	32,200	35,000
30万人以上～40万人未満	26,000	10,400	36,400	40,000
40万人以上～50万人未満	33,000	13,200	46,200	50,000
50万人以上	35,000	14,000	49,000	55,000

R7.3月にも見直しがあったため、実質的には
61,800千円 から 35,000千円 に減額

1 複合化・複雑化した課題への対応

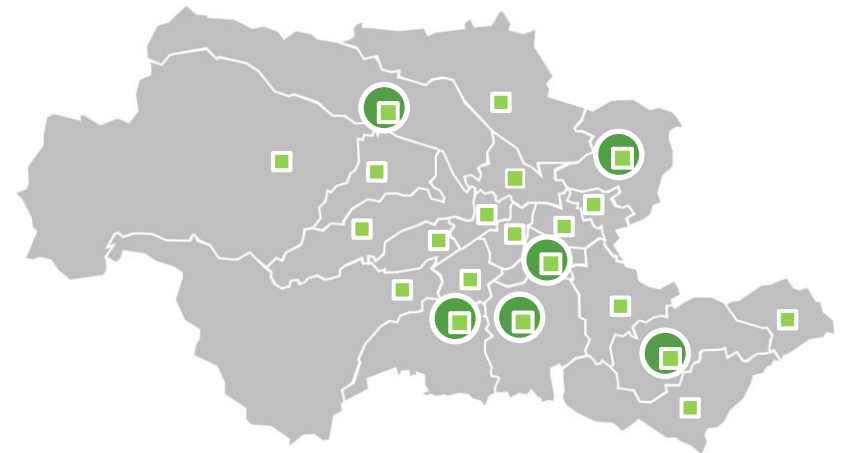
(1)相談窓口再編の必要性

はちまるサポートを13 → 6か所に集約
専門支援の対応力向上を図るとともに、
地域へのアウトリーチを中心とした活動を充実



既存の高齢者あんしん相談センター21か所の相談範囲を拡充することで、分野横断的な相談支援が提供できる身近な窓口を充実

分野横断的な相談：はちまるサポート 6か所に加え、
高齢者あんしん相談センター 21か所の包括化を検討
※高齢者のみの相談から属性を問わない相談に拡充



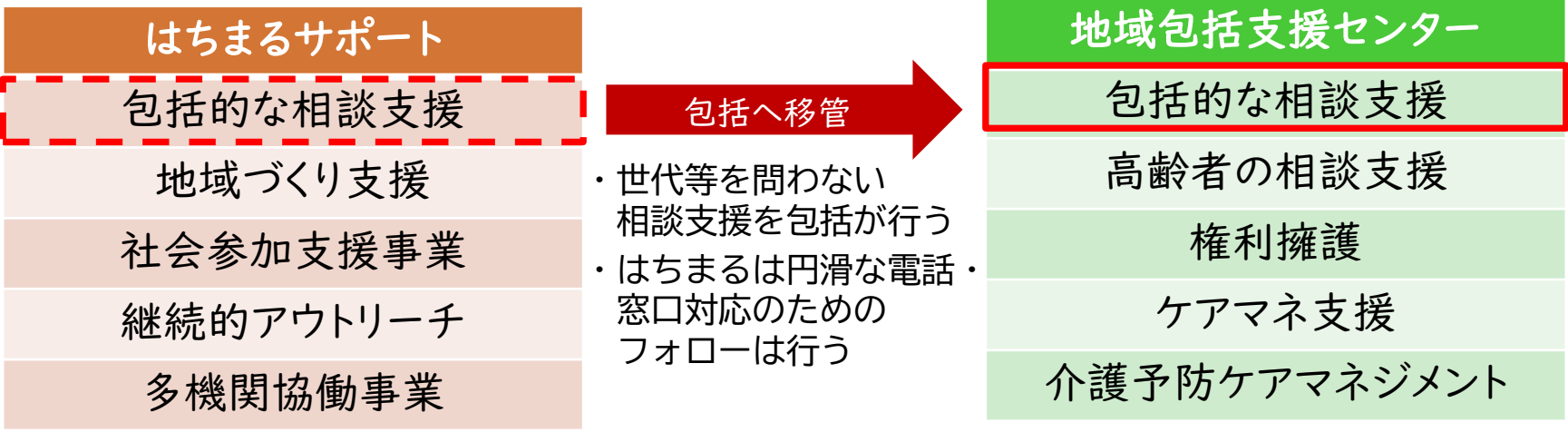
今後の設置イメージ(想定)	マーク
【拠点】はちまるサポート	
地域あんしん相談センター(仮称) ※名称変更も検討	

1 複合化・複雑化した課題への対応

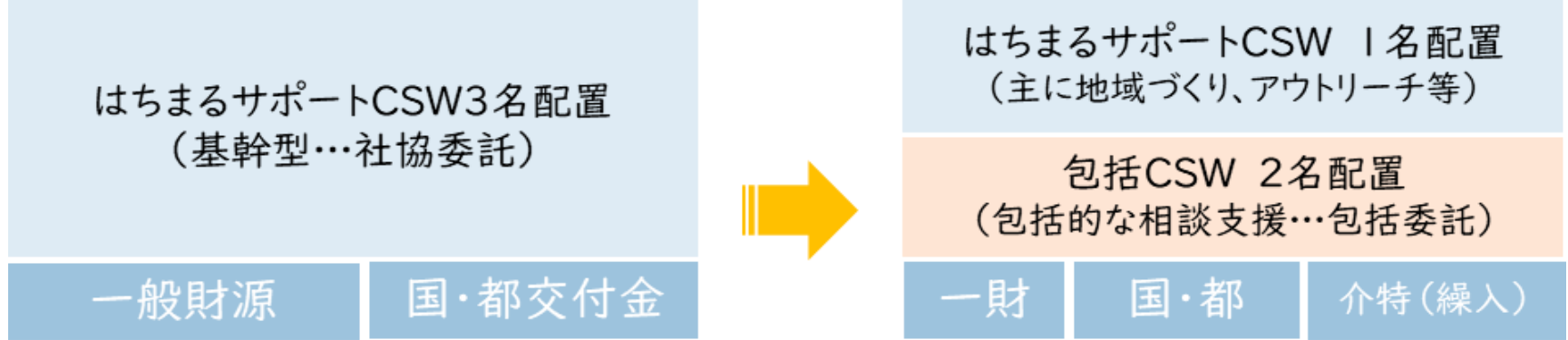
(2) 相談窓口再編の実現性

令和7年5月～ モデル実施（はちまる子安・包括子安の併設化に伴う運営体制の変更）

【業務内容】



【人員体制・財源構成】



・ はちまるCSW、包括子安CSWともに配置要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を持つ者又はそれと同等の知識・技術、経験等を有する者。

1 複合化・複雑化した課題への対応

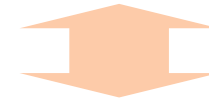
(2) 相談窓口再編の実現性

令和7年5月～ モデル実施（はちまる子安・包括子安の併設化に伴う運営体制の変更）

狙い

- ・分野横断的な相談への対応力強化
- ・はちまるが実施する社会参加支援、地域づくり等、他事業への注力

課題について整理した上で、
他5地域でのモデル実施も検討する



包括の負担軽減も並行して進めるべき課題
（第9期介護保険事業計画の重要テーマ）

課 題

次頁

（１）相談支援（包括）と地域づくり支援等（はちまる）の連動

相談を通して把握した地域課題を、地域づくり等にもどう活かすか？
（共通アセスメントシート、地域資源マップの共通化など）

（２）相談支援情報（支援経過等）を共有できる仕組みの整備

多様な支援機関の連携により必要な支援を提供するために、
相談支援で受けとめた情報を共有できる仕組みや役割分担が必要

1 複合化・複雑化した課題への対応

(2) 相談窓口再編の実現性

高齢者あんしん相談センター（包括）の体制充実の負担軽減（案）

① ケアプランデータ連携システムの導入・活用

→ 居宅介護支援事業所等との情報連携の円滑化及び事務負担の軽減を図る。

② 相談記録作成の効率化（ICT活用）

→ 記録作成業務の省力化を進め、相談支援等に充てる時間の確保を図る。

③ 手続き書類の簡素化

→ 申請・報告や内部手続き等にかかる事務手続を見直し、書類作成及び確認業務の負担軽減を図る。

④ 高齢者人口にとどまらない人員配置の検討

→ 地域の実情、業務量及び相談内容の複雑化等を踏まえた適切な配置のあり方を検討する。

⑤ 介護予防ケアマネジメントの整理

→ ケアマネジメント手順の簡素化や、総合事業への円滑なつなぎ方の検討。

1 複合化・複雑化した課題への対応

(2)相談窓口再編の実現性

【参考】

	想定し得る方向性	事業費	メリット	デメリット
1	地域福祉計画に基づき、はちまるサポートを15か所設置	約4千万円 増 (はちまる2か所分)	・相談窓口の箇所数増による生活課題への対応強化 ・はちまるサポート認知度向上	・委託料の増加(費用負担の増) ・配置するCSWの確保が困難 ・公共施設内の設置が困難
2	はちまるサポートを全て廃止	約2億3千万円 減	・事業費の削減	・市民サービスの低下(特に40～64歳までの身近な相談窓口がなくなる。)
3	はちまるサポートを6拠点化 相談業務は高齢者あんしん相談センター6か所へ移行	約9千万円 減	・事業費の削減 ・窓口の一本化による相談の利便性向上	・高齢者あんしん相談センターが実際に受託可能か ・職員人材育成(高齢分野以外の支援スキル強化)

上記3の事業費について

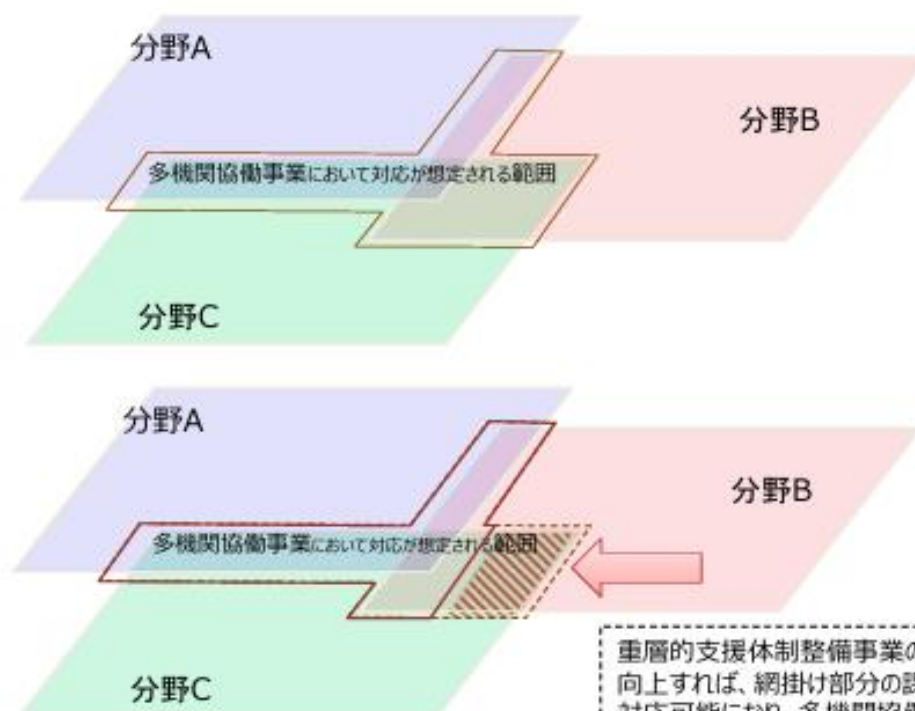
はちまるサポートを6拠点化した上で、6拠点（併設するはちまると包括）でP.9の人員体制を導入した場合の人件費の試算結果（目安）。

1 複合化・複雑化した課題への対応

(3) 今後の重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業の意義 ①

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本事業の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要



② 困難事例の押し付けにしないために

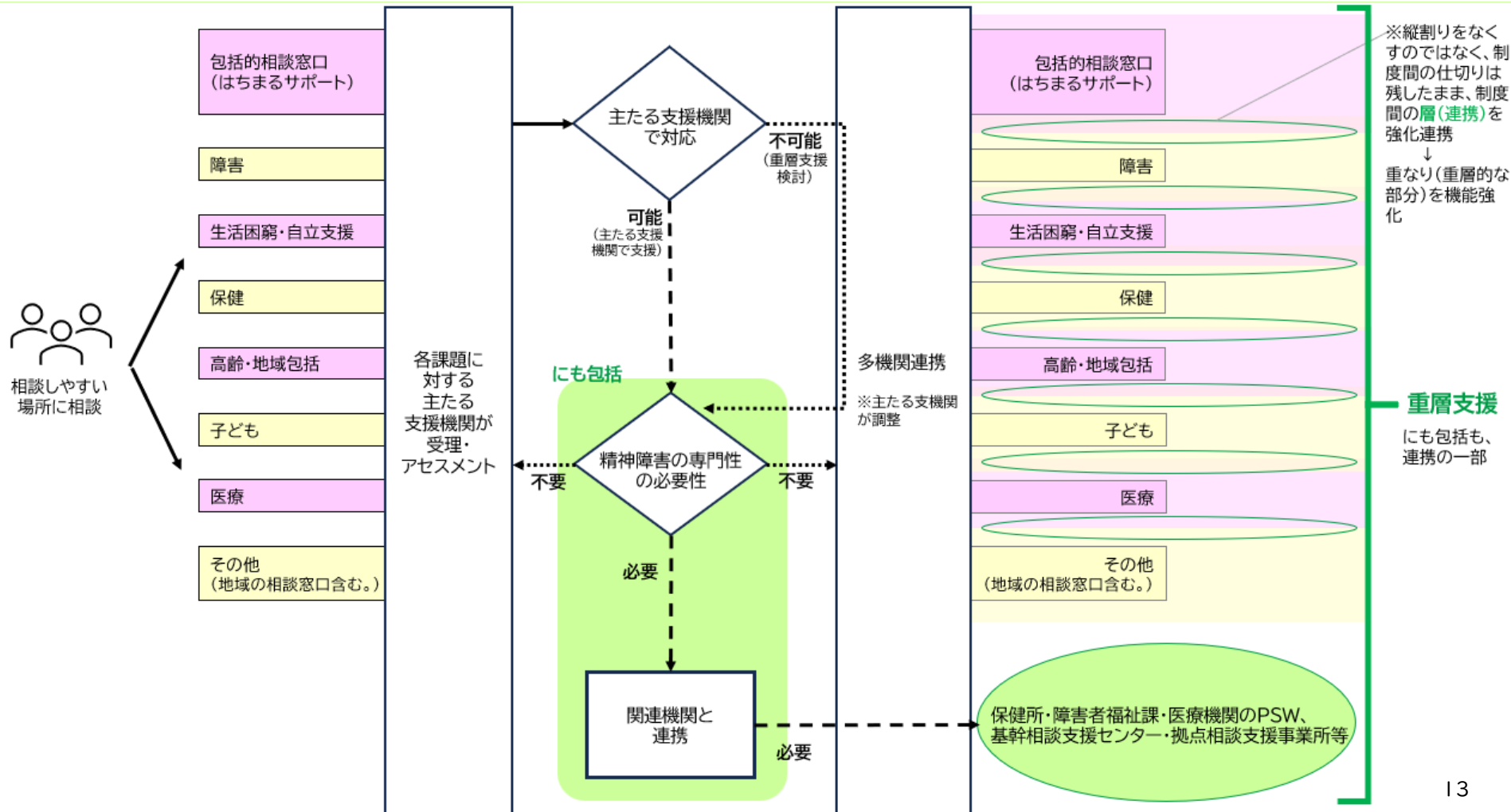
多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。
個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

重層的支援体制整備事業の成果で分野Bの課題対応力が向上すれば、網掛け部分の課題については、分野Bの中で自ら対応可能になり、多機関協働事業の範囲は縮小。

1 複合化・複雑化した課題への対応

(3) 今後の重層的支援体制整備事業

【参考】 “にも包括” = 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム



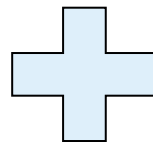
1 複合化・複雑化した課題への対応

(3) 今後の重層的支援体制整備事業

八王子市は、今後の重層的支援体制整備事業で何を目指していくか？

重なり合う「層」の連携をすることで何を生み出すか？

複雑化・複合化した生活課題を抱えた方への支援



効果的・効率的な支援につながる、支援者支援の要素

- ・ 地域資源の情報共有・整理
- ・ 顔が見える関係性
- ・ 多機関連携が得意な人材の育成

当事者支援の充実はもちろんのこと、どのような支援者支援の効果を生み出すか？
＝はちまる6拠点化後の連携の方向性のヒントとしたいところ

1 複合化・複雑化した課題への対応

(3)相談窓口再編の実現性

第4期八王子市地域福祉計画 中間見直し冊子への掲載イメージ

項目	記載内容
事業名称	重層的支援体制整備事業 相談窓口再編 (はちまるサポート、高齢者あんしん相談センターの体制)
所管課名	共生社会推進課
目的	分野横断的な相談支援が提供できる身近な窓口を充実するとともに、地域における支えあい等を推進していくことで、複雑化・複合化した生活課題に対応する。
事業説明	・ A I 傾聴窓口の導入 ・ はちまるサポート、高齢者あんしん相談センターの役割分担の検討 ・ 地域づくり事業に注力できる体制の充実
対象	世代・属性を問わない相談支援
事業区分	継続
実施上の課題・リスク	・ 高齢者あんしん相談センターの負担軽減の必要性 ・ 相談支援と地域づくり支援等の連動 ・ 相談支援情報を共有できる仕組みの整備

高齢者計画（策定中）および障害者計画（中間見直し中）との整合性を保つとともに、各事業の見直し内容について、共通した掲載方法（様式）を採用する予定です。

本日の流れ

議題

第4期地域福祉計画の中間見直しにおける
新たな取り組みの必要性について

- 1 複合化・複雑化した課題への対応
- 2 人生の最終段階を見据えた支援

2 人生の最終段階を見据えた支援 議論のポイント

新たな取組についての論点整理

③ 人生の最終段階を見据えた支援（厚労省通知を踏まえた、終活等に関する支援）

本人の意思や価値観を尊重し、分野を超えて支援につなぐ

・終活 ・死後事務 ・ACP

議論のポイント

- (1) 八王子市の取組状況、社会福祉法の改正
- (2) 他市の取組事例紹介
- (3) 八王子市は何を目指すか？

2 人生の最終段階を見据えた支援

(1) 八王子市の取組状況、社会福祉法の改正

成年後見・あんしんサポートセンター八王子（社協）の主な取組

① 成年後見制度に関する相談

「成年後見制度を利用したいがどうしたらよいかわからない。」

「将来が心配なので、今から準備しておきたい」 等のご相談

→ 成年後見制度の説明や利用のための具体的な手続き方法などのご相談に対応

	一般相談	専門相談
対応者	センター職員	弁護士または司法書士
対 象	ご本人、親族、関係機関職員、介護保険事業者など	
相談日時	月～金曜	弁護士：第2火曜 司法書士：第3火曜

② 地域福祉権利擁護事業、財産保全・管理サービス

	地域福祉権利擁護事業	財産保全・管理サービス
対 象	1. 認知症や物忘れのある高齢の方 2. 知的障害、精神障害等のある方 3. 1, 2のいずれも在宅で生活している方	1. 要支援・要介護状態にある高齢の方 2. 身体障害のある方 3. 1, 2のいずれも在宅で生活しており、この事業の契約ができる判断能力のある方
援助内容	(1) 福祉サービスの利用援助 (2) 日常的金銭管理サービス (3) 書類等の預かりサービス	

2 人生の最終段階を見据えた支援

(1)八王子市の取組状況、社会福祉法の改正

社会福祉法の改正

厚生労働省資料一部抜粋

見直し内容

- 頼れる身寄りがない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援・円滑な入院等の手続支援・死後事務の支援を、**利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金で提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置付ける**（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。

福祉サービス利用援助事業		法改正後	
対象者 事業内容 利用料	判断能力が不十分な者	福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業	対象者 事業内容 利用料
	日常生活支援 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス		頼れる身寄りがない高齢者等 + 判断能力が不十分な者
	無料又は低額		日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様） 地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことが目的 + 入院入所等手続支援 入退院・入退所等の手続が円滑に進められるよう支援を行うことが目的 例：入退院等の手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行 又は 死後事務支援 利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことが目的 例：葬儀・納骨・家財処分の手続支援、行政官庁への届出
社会情勢等の変化等		福祉サービス利用援助事業の拡充・発展	
単身世帯等の増加			
成年後見制度の見直しの動き			
生活上の課題の例			
緊急連絡先がなく、入院・入所等の手続ができない			
医療費の支払等の手続ができない			
葬儀・納骨等の死後の手続をする人がいない			
空き家や残置物の処分ができない			

- 頼れる身寄りがない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続するための支援策の充実
○ 判断能力が不十分な者の地域生活を支えるための総合的な権利擁護支援策の充実

法改正の内容：**福祉サービス利用援助事業の拡充・発展**（社会福祉法第2条第3項第12号）



社会福祉法第81条（改正は無し）：**都道府県社会福祉協議会**は、第一百条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う**市町村社会福祉協議会その他の者と協力して**都道府県の**区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行う**とともに、これと併せて、当該事業に**従事する者の資質の向上**のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する**普及及び啓発**を行うものとする。

2 人生の最終段階を見据えた支援 (2)他市の取組事例紹介

横須賀市二つの終活支援

エンディング・サポート事業



おひとり暮らしで
葬儀・納骨などが
ご心配な方へ

横須賀市エンディングプラン・サポート事業
ご案内

注意

- ・訪問する場合には、市の職員証を提示します。
- ・市の職員を名乗る詐欺に、十分ご注意ください。

※

わたしの終活登録 (終活情報登録伝達事業)



横須賀市
わたしの
終活登録

無料 受付
平成 30 年 5 月～

自由な登録 選べる項目

横須賀市民終活情報登録伝達事業

私が倒れてしまったら
どうやって伝えれば
良いんだろう...

葬儀の
生前契約先

家族の
連絡先

エンディングノートや
遺言書の保管場所

お墓の場所

飲んでいい薬
いけない薬

大丈夫だニヤン

お問合せ、ご登録は…電話 046-822-8570
横須賀市福祉部地域福祉課終活支援担当まで、どうぞ

2 人生の最終段階を見据えた支援 (2)他市の取組事例紹介

横須賀市が抱えていた課題

① なぜ終活支援が必要になったのか

「亡くなった後に連絡が取れない人の増加」

- ・ 一人暮らし増加
 - ・ 固定電話の減少
- 電話帳で親族を探せない。スマホはロックで連絡先不明

→引き取り手のない遺骨が増えている。2018年度は53件中13件で連絡先不明
「誰に連絡すればいいかわからない社会」になっている

② さらに起きている問題

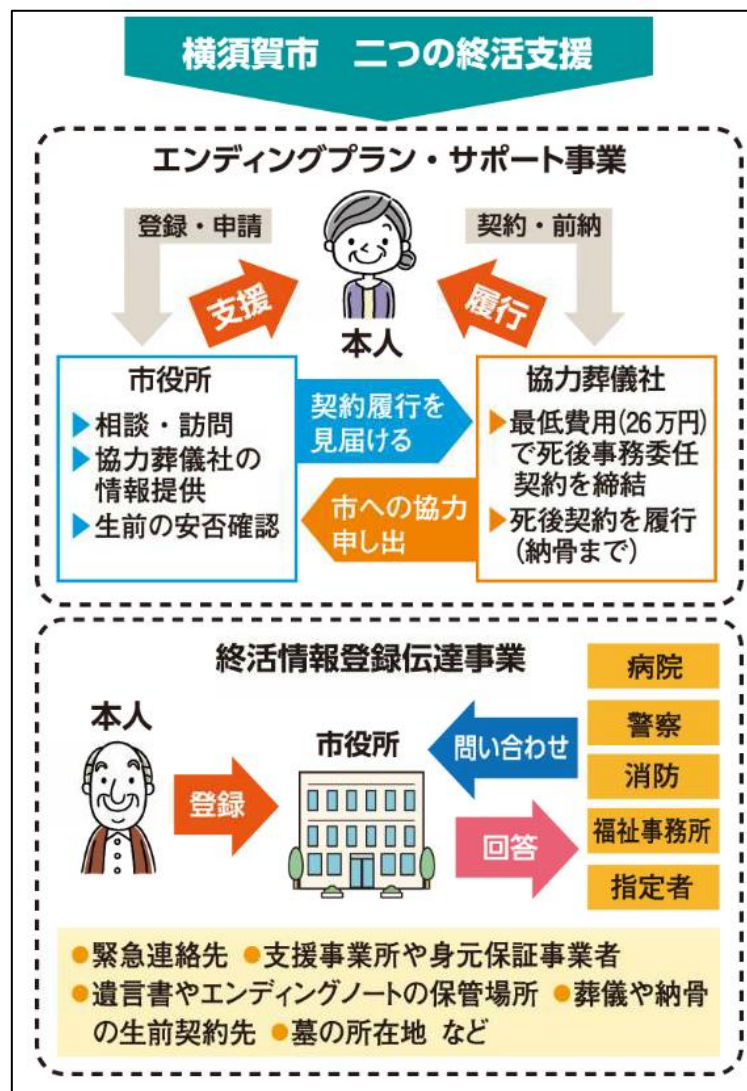
情報が伝わらないことで、本人の意思が実現できないケースが増えている。

例：遺族であっても、亡くなった人が入るはずだったお墓の場所が分からない
生前契約した葬儀が履行されない（契約していたことを本人しか知らず、約1割が未履行）
献体登録していても実行されない（登録していたことを本人しか知らず、約1割が未履行）

→ 共通原因「情報の伝達ハブ（中継点）がない」

2 人生の最終段階を見据えた支援 (2)他市の取組事例紹介

横須賀市 事業概要



■エンディング・サポート事業

身寄りのない高齢者が対象（所得制限あり）
本人の意思を尊重しつつ、最低費用で契約した上で、
確実に葬儀・納骨を履行。
誰もが基本的葬送を選べるようにする事業。

■終活情報登録伝達事業

かかりつけ医や緊急連絡先、葬儀から納骨までの希望を
生前のうちに市に登録した上で、万一の際の情報共有を
可能とする。

誰もが自己実現的葬送を選べるようにする事業

2 人生の最終段階を見据えた支援

(3)八王子市は何を目指すか？

八王子市が抱えている課題

① 引き取り手のないご遺体への対応件数は増加傾向

- ・ 行旅法、墓地埋葬法等に基づき市が火葬を行う件数は増加
令和4年度：50件、令和5年度：58件、令和6年：65件、令和7年度：69件
(火葬等に伴う八王子市の公費は年1,000万円前後)
- ・ 単身高齢者で既に親族がいない事例
- ・ 家族形態の多様化などで親族間のつながりが希薄な事例
- ・ 様々な事情により、親族であってもご遺体を引き取ることができない事例

② 本人の意思をどのような方法で尊重するか

- ・ 本人がエンディングノートを書いていたとしても、家族以外が内容を確認することが難しい。
- ・ 家族であっても、エンディングノートを目にする機会がない可能性もある。
- ・ 民間企業の死後事務サービスを紹介することに留まる

③ 関連する取組

- ・ 成年後見・あんしんサポートセンター八王子（社会福祉協議会）
- ・ はちおうじ人生100年サポート企業登録事業

2 人生の最終段階を見据えた支援

(3)八王子市は何を目指すか？

考え得る事業の類型

類 型	取組例	メリット	デメリット
① 普及・啓発型	・エンディングノート配布 ・終活講座 ・ACPの啓発	・取り組みやすい ・対象を広く設定可能 (限定する必要ない)	・効果が見えづらい ・民業圧迫のリスク
② 相談・伴走支援型	・相談窓口設置 ・個別相談・意思整理支援 ・専門職への橋渡し	・個別課題に対応、 制度につながり得る ・実態把握できる	・人員体制の負担 ・相談スキルが必要
③ 基盤整備型 (横須賀型)	・終活情報の登録制度 ・緊急連絡先・意思情報を 行政が保有 ・医療・警察等との連携	・本人の意思が尊重 できる ・効果が見えやすい	・個人情報管理の負担 ・多機関による合意形 成が必要
④ 認証型	・死後事務支援事業者、 終活支援事業者の認証 ・専門職団体との連携協定 ・推奨リストの整備	・民業の振興 ・安心感の創出	・責任の所在の曖昧さ ・認証基準設定の困難 さ

今後のスケジュール

回	日 程	内 容
第1回	5月25日	令和7年度取組実績について 第4期地域福祉計画 中間見直しの方向性について
第2回	7月 6日	第4期地域福祉計画 中間見直しの方向性について (既存事業の見直し及び新規事業の追加) ① 複合化・複雑化した課題への対応 ③ 人生の最終段階を見据えた支援
第3回	8月17日	第4期地域福祉計画 中間見直しの方向性について (既存事業の見直し及び新規事業の追加) ② 避難行動要支援者 重点項目以外の事業確認(特に遅れのあるもののみ)
予 備	11月上旬	
第4回	12月21日	第4期八王子市地域福祉計画 中間見直しの素案の内容等
第5回	2月 4日	第4期八王子市地域福祉計画の原案について (パブリックコメントの実施結果と反映状況、素案からの変更点)